

	分類	質問	回答
1	対象事業者	米穀の出荷又は販売の事業の定義を教えてください。	「米穀の出荷又は販売の事業」とは、「営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して、①生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること(出荷)又は、②自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること(販売)を目的とした事業活動」と定義しています。このため、生産者が自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく直接消費者に販売(産直販売)する場合も含まれます。
2	対象事業者	米穀の加工、製造又は調製の事業の定義を教えてください。	米穀を加工・炊飯する事業、中食・外食事業、酒造事業です。(届出書においては加工等事業と記載しております。)例えば、おにぎり、パックご飯、米粉、餅、だんご、米菓、味噌、醤油、清酒の加工・製造・調製をしている事業です。詳しくは、以下のとおり規定しています。(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成7年政令第98号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件(平成7年3月27日農林水産省告示第457号)参照) 米穀を原材料とする飲食物品(注)の加工、製造若しくは調製の事業。 注:①米粉粉、②米穀のひき割りしたもの及びミール、③餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品、④粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの、⑤清酒、⑥単式蒸留焼酎、⑦みりん、⑧その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの(※) ※農林水産大臣が指定するものとは、次のとおり。 イ 米穀を次に掲げる方法により加工したもの (1) 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。 (2) ロールにかけ、又はフレーク状にすること。 (3) 真珠形にとう精すること。 (4) 薄く切ること。 (5) 粗くひくこと。 ロ 米菓生地 ハ 米菓 ニ 米こうじ なお、上記の飲食物品を中間物として加工、製造又は調製する場合も対象です。 (例:米穀から米粉粉(中間物)を製造し、米粉パンを作る事業者。米穀から米こうじ(中間物)を製造し、味噌を作る事業者。)
3	規模要件	届出の規模要件を教えてください。	原則、米穀等取扱事業については300玄米トン以上、米穀の出荷又は販売事業については20精米トン以上(22玄米トン以上)の事業者が対象となります。なお、これらの数量は玄米・精米を合算したものです。精米については、「精米÷0.91＝玄米」により玄米に換算し、加算してください。(ただし、この換算方法で算出した場合に実態と乖離する場合には、事業者ごとの精米歩合により玄米重量へ換算。)
4	規模要件	自ら生産した米穀を、自家消費や無償譲渡した場合(いわゆる縁故米)は、届出の取扱数量に含まれますか。	米穀等取扱事業の届出(法第9条)に基づく届出、米穀の出荷又は販売事業の届出(法第47条)に基づく届出のいずれにおいても、取扱数量に含まれません。
5	規模要件	届出内容に「米穀の出荷又は販売の事業における出荷数量及び販売数量の合計」とありますが、米穀の範囲を教えてください。	主食用米、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米、飼料用米、輸入米等の全ての出荷・販売される米穀が対象です。
6	届出書の記載事項	米穀の取扱いに係る複数の事業を行っていますが、「主たる事業として位置付ける米穀等取扱事業の種類」は、何を根拠に選択すればよいですか。その選択にあたっては、例えば、取扱数量、売上高、定款に記載の事業であれば、どれを選択すれば良いでしょうか。	米穀の取扱いに係る複数の事業を行っている場合は、原則、米穀の取扱数量が最も大きい事業の種類を選択してください。
7	届出制度の手続	届出を支社や支店ごとに提出してもいいですか。	事業者単位で届出ください。(フランチャイズチェーン本部がチェーン加盟店分をまとめて届出する場合を除く。)

	分類	質問	回答
8	届出制度の手続	規模要件が300トン以上となっていますが、例年の取扱量が290トンであるなど、300トンにわずかに満たない事業者は届出を出す必要はあるのでしょうか。 届出は負担となるが、もし、当年が300トン以上になってしまった場合は、罰則の対象になるのも困ります。	規模要件に満たない場合は、届出をする必要はありません。ただし、期間(7月～6月)内に要件を満たすことが見込まれるのであれば、それが判明した時点で届出をお願いします。 なお、300トン以上となる見込み、もしくは300トン以上と判明した時点で届出をしていただければ、罰則は科せられません。
9	届出制度の手続	届出を行わなかった場合はどうなりますか。	届出を行っていなかった場合は、これまでと同様、罰則が科せられる場合があります。
10	帳簿	帳簿の備え付けはどのようにすればよいですか。	帳簿は、紙または電子により3年間保存をお願いします。帳簿の記載事項は以下のとおりです。 ① 特定規模届出事業者(食糧法第9条に基づく届出)の場合 (a) 第一種特定規模出荷販売事業者※ ア 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の出荷数量、販売数量、買入数量 イ 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の販売の委託を受けた数量 ウ 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の在庫数量 エ 米穀の出荷、販売、買入れの価格 ※ 米穀の取扱数量について、集荷事業を行う者にあつては5千トン以上、卸売事業または小売事業(とう精設備を有する)にあつては5万トン以上に該当する者 (b)(a)以外の者 ア 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の出荷数量、販売数量、買入数量 イ 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の販売の委託を受けた数量 ウ 米穀の用途別、種類別、産地別、国内産・外国産別の在庫数 ② 一般届出事業者(食糧法第47条に基づく届出)の場合 (a) 自ら生産した米穀のみの販売を行う者 米穀の種類別の出荷数量または販売数量(届出事業者に販売するものの数量は含まない。) (b)(a)以外の者 米穀の種類別に次の事項を記載する。 ア 出荷数量または販売数量(届出事業者に販売するものの数量は含まない。) イ 販売の委託を受けた数量または買入数量 ウ 在庫数量